

「地域における情報化の推進に関する検討会」

住民サービスWGの公開について

**会議、資料、議事要旨については、次のとおり取り扱うこととする。**

原則として、公開とする。

ただし、ワーキンググループの開催に際し、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合等、主査が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

議事要旨の公開については、一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開することとする。

以上